

補助金調書

補助金名	福岡市薬剤師会保健福祉事業補助金			担当課 (連絡先)	保健医療局健康医療部地域医療課 (TEL 092-711-4264)	
交付先	団体	一般社団法人 福岡市薬剤師会		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件						
(非公募の場合) 非公募の理由	補助の対象となる事業は、医薬、健康といった専門性の求められる分野であるため、公募は不向きであり、当該団体に特定している。					
補助開始年度	昭和49	年度	経過年数	50	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	福岡市における公衆衛生の普及向上、市民の健康づくりの推進及び地域医療の充実を図ることを目的とする。 (1)かかりつけ薬局、在宅医療・介護の推進に関する事業 (2)健康づくりの推進に関する事業 (3)薬物乱用防止に関する事業 (4)薬局及び保険薬局業務の円滑な推進に関する事業 (5)医療費の適正使用及び削減に関する事業 (6)その他目的を達成するために必要な事業					
補助金の終期	令和5	年度	延長回数	2	回	
終期を延長する理由	高齢者の増加に伴い、今後さらに、在宅医療事業、健康づくり事業等の推進が必要である。薬剤師会の活動は、市民の健康づくりの推進や地域医療の充実等に大きく貢献しており、市として、継続的に補助していく必要があると考える。					
交付対象経費及び補助金の算定方法等	その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 上記補助対象事業にかかる人件費、広報費、謝礼金、旅費・交通費、使用料及び借損料、印刷消耗品費、通信費、委託費、活動助成金、負担金、食糧費のうち、市の予算の範囲内かつ補助対象経費合計額の1/2以内。				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】 健康づくりの推進に関する事業のうち、市民対象事業等については、各区薬剤師会が主体となって事業を行っており、間接補助を行うことが適切であると判断されるため。 配分基準：1構成団体につき1事業内容あたり200千円以内の額					
交付状況等 【上段：交付件数】 【下段：決算】 (※1)	当該年度	前年度		前々年度		前々々年度
	件	(1) 件		1 件		1 件
	10,200 千円	(10,200) 千円		10,100 千円		10,100 千円
前年度補助事業 の主な実施概要	(1)かかりつけ薬局や在宅医療・介護の推進及び医療機関との連携強化・啓発、使用済自己注射針の回収処理等。 (2)各区健康フェアへの参加、「薬と健康の週間」行事への参加を含めた市民の健康増進の支援に関する事業等。 (3)薬物乱用防止キャンペーン実施、薬物乱用防止に関する講習会の開催及び参加等。 (4)地域医療推進のための関係団体との協議、医療安全セミナーの実施、薬事関連法規の周知等。 (5)ジェネリック医薬品使用促進協議会への参加、残薬調整事業「節薬バッグ運動」の推進及び啓発、セルフメディケーションの推進事業等。 (6)災害時の円滑な医薬品の供給等に関する事業、その他目的を達成するために必要な事業等。					
補助金交付 による効果	公衆衛生の普及向上や、市民の健康づくりの推進に貢献している。 また、かかりつけ薬局・在宅医療・介護の推進及び医療機関との連携強化を図ることにより、地域医療の充実に貢献している。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。